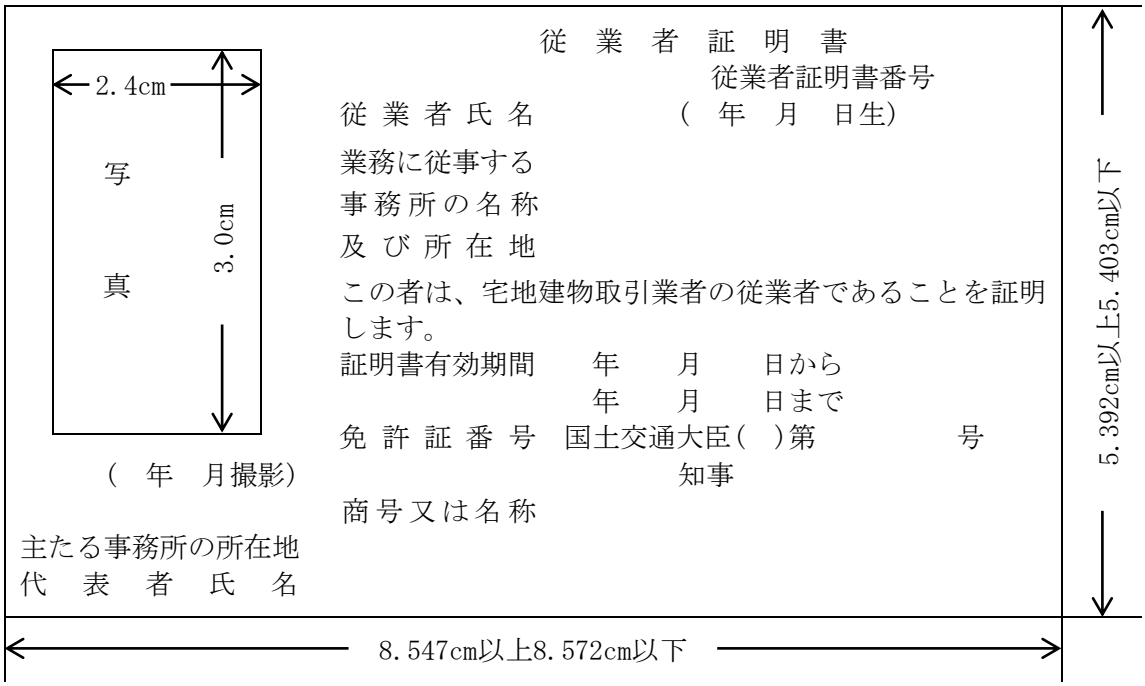
様式第八号(第十七条関係)

表



裏

備 考
宅地建物取引業法抜すい 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ､その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備 考

1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。

(1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。

(2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。

(3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。

3　従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
4　用紙の色彩は青色以外とすること。
5　証明書の有効期間は5年以下とすること。